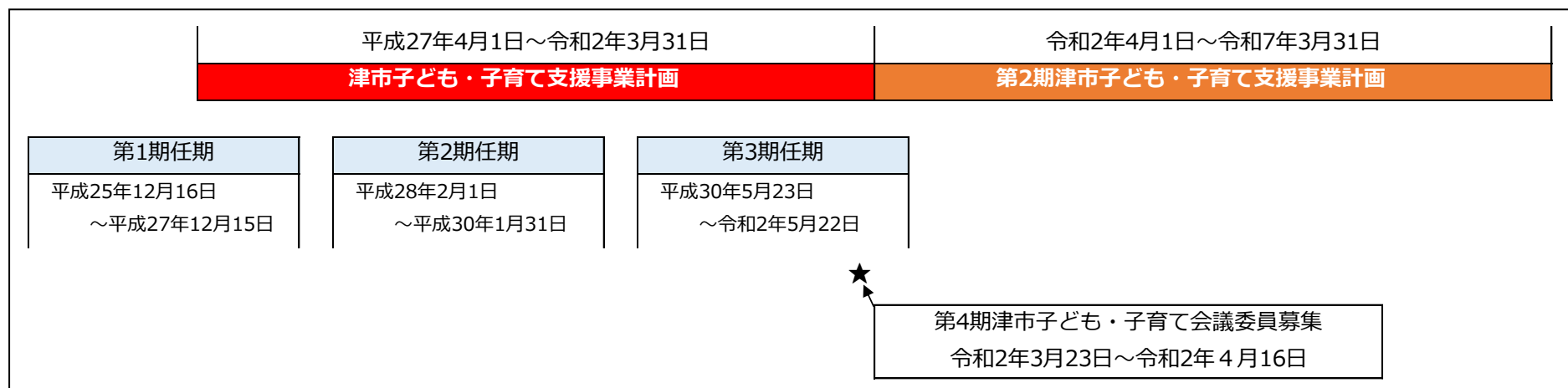


津市子ども・子育て会議委員の公募開始について

令和2年5月22日で現在の津市子ども・子育て会議委員の任期が満了となります。引き続き、津市子ども・子育て会議において、子どもの保護者や子育ての当事者の立場から意見をいただける委員を募集します。

募集の概要

- 対象
 - 市内に在住・在勤・在学で令和2年4月1日現在20歳以上の人
 - 未就学児の保護者、または子ども・子育て支援に関心が高く知識・経験のある人
 - 任期の間、10回程度開催する会議に出席できる人
 - 本市の議員・常勤職員・他の審議会等の委員でない人
- 定員 4人
- 任期 委嘱の日から2年間
- 募集期間 令和2年3月23日（月曜日）から令和2年4月17日（金曜日）
- 周知方法 広報津（3月16日号）、津市ホームページ（3月16日から公開）
- 津市子ども・子育て支援事業計画と任期のイメージ



【参考】

1 子ども・子育て会議の設置根拠

○ 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）

【抜粋】

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

子ども・子育て支援法第77条の規定

① 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）の利用定員の設定に関して意見を述べること。

② 特定地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育など）の利用定員の設定に関して意見を述べること。

③ 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関して意見を述べること。

④ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

○ 津市子ども・子育て会議条例（平成25年9月27日条例第31号）

○ 地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）

2 趣旨・目的

会議の委員を子育て当事者や子育て支援当事者などで構成し、「子ども・子育て支援事業計画」の策定及び施策の推進において、地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえた意見を延べ、反映させること。